

IV 添付書類

【問一覧】

（要領に定める確認書）

- Q 1 別記様式 2「輸出される食品等に関する確認書」は誰が、誰宛てに作成するのですか。また、必ず原本を提出する必要がありますか。
- Q 2 別記様式 2「輸出される食品等に関する確認書」には、確認項目全てを記載しなければならないのでしょうか。
- Q 3 別記様式 2「輸出される食品等に関する確認書」の「取引先」とは具体的に誰を意味するのですか。
- Q 4 放射性物質検査の別記様式 3「確認書」はどういう場合に提出するのですか。また、同確認書には、押印が必要ですか。
- Q 5 システム化に伴い押印行為が不要となりましたが、確認書への押印は必要ですか。
- Q 6 確認書は、原本を送付する必要がありますか。

（確認書類）

- Q 7 システムで証明書の発行を申請した商品に関する確認書類は、郵送等により提出すればよいですか。
- Q 8 システムにより証明書の発行申請を行う際、委任状の提出は必要ですか。
- Q 9 定期的に同じ商品を輸出していますが、証明内容を確認するための書類（証明書に記載された事項が確認できる書類）について、前回申請をした際に提出したものと内容に変更がない書類がある場合、当該書類の提出を省略できませんか。
- Q 10 日付証明のために必要な確認書類はどのようなものがありますか。
- Q 11 製品を生産・製造した者が証明書を申請する場合は、どのような確認書類が必要なのですか。
- Q 12 放射性物質検査証明書を申請する場合、放射性物質検査報告書は原本を送付する必要がありますか。

(要領に定める確認書)

Q 1 別記様式 2「輸出される食品等に関する確認書」は誰が、誰宛てに作成するのですか。また、必ず原本を提出する必要がありますか。

A 1 証明書の申請者宛に、輸出する商品の生産者・製造者、若しくは申請者が輸出する商品を購入した取引先が作成することを基本としますが、申請者本人が申請を行う地方農政局長等あてに作成することもできます。
なお、原本は申請者自身が保管しておいてください。

Q 2 別記様式 2「輸出される食品等に関する確認書」には、確認項目全てを記載しなければならないのでしょうか。

A 2 確認項目全てではなく、この様式を使って確認書類としたい項目を記載すれば十分です。

Q 3 別記様式 2「輸出される食品等に関する確認書」の「取引先」とは具体的に誰を意味するのですか。

A 3 「取引先」には、輸出する商品の仕入先の生産・製造者、流通業者が該当します。

Q 4 放射性物質検査の別記様式 3「確認書」はどういう場合に提出するのですか。また、同確認書には、押印が必要ですか。

A 4 放射性物質検査の確認書は、放射性物質の検査のための検体採取の際に、放射性物質検査機関がやむを得ず検体を採取できない場合、検査機関からの指示に基づき、申請者等が自ら検体採取した場合、サンプル採取日等を記載し提出します。
確認書には、必ず押印をお願いします。

Q 5 システム化に伴い押印行為が不要となりましたが、確認書への押印は必要ですか。

A 5 確認書（別記様式 2 から 4）について、確認書に記載された者が作成したことを申請時の ID では担保できないことから、押印による担保が必要となります。また、証明書の申請者以外の者が作成することもあり、押印により作成した者の責任を明確にする役割がありますので、確認書の押印は省略できません。

Q 6 確認書は、原本を送付する必要がありますか。

A 6 確認書についても、電子化されたものを送付し、原本は申請者が通関書類の写しと一緒に保管してください。なお、確認書に疑義が生じた場合は、要領の 4 に基づき事実を確認することになります。

(確認書類)

Q 7 システムで証明書の発行を申請した商品に関する確認書類は、郵送等により提出すればよいですか。

A 7 システムによる申請と併せて、電子ファイル化（PDF）したものを添付してください。原本を郵送等で送付することは不要です。

Q 8 システムにより証明書の発行申請を行う際、委任状の提出は必要ですか。

A 8 利用申請時に委託関係を確認し、IDを発行していますので、委任状は不要です。

Q 9 定期的に同じ商品を輸出していますが、証明内容を確認するための書類（証明書に記載された事項が確認できる書類）について、前回申請をした際に提出したものと内容に変更がない書類がある場合、当該書類の提出を省略できませんか。

A 9 省略できません。内容に変更がない場合であっても、申請の都度、確認書類一式の提出が必要となります。

なお、加工品であって製造ロットが確認できる商品は、同一ロットの放射性物質検査の報告書、生鮮品の農林産物であって、ほ場及び収穫期が確認できる商品は、同一ほ場及び同一の収穫期の放射性物質検査の報告書により、放射性物質検査証明の際の確認書類となります。

Q 10 日付証明のために必要な確認書類はどのようなものがありますか。

A 10 平成23年3月11日より前に生産・加工されたことについての確認書類の提出が必要です。詳細は、証明書の発行事務処理要領の別紙7をご確認ください。

Q 11 製品を生産・製造した者が証明書を申請する場合は、どのような確認書類が必要なのですか。

A 11 輸出商品の生産・製造者が、自ら申請する場合には、生産・加工施設の名称・所在地、生産・加工年月日等を証明するのは申請者自身であることから、輸出商品・輸出先等が確認できるインボイス、B/L、AWB以外の確認書類の提出を特に求めていません。また、生産・製造者が代理人として申請する場合も同様です。

Q 12 放射性物質検査証明書を申請する場合、放射性物質検査報告書は原本を送付する必要がありますか。

A 12 システムによる申請と併せて、電子ファイル化（PDF）したものを添付してください。原本を郵送等で送付することは不要です。